

## 訪問介護 利用料金

## 【生活援助】

支給区分	生活2	生活3
サービス時間	20分以上45分未満	45分以上
サービス利用料金	1,820 円	2,240 円
介護保険給付額	1,638 円	2,016 円
自己負担額	182 円	224 円

## 【身体介護】

支給区分	身体1	身体2	身体3以上～(30分を増すごとに)
サービス時間	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上
サービス利用料金	2,490 円	3,950 円	5,770 円に30分を増すごとに +830 円
介護保険給付額	2,241 円	3,555 円	5,193 円に30分を増すごとに +747 円
自己負担額	249 円	395 円	577 円に30分を増すごとに + 83 円

支給区分	引き続きの生活1	引き続きの生活2	引き続きの生活3
サービス時間	20分以上45分未満	45分以上70分未満	70分以上
サービス利用料金	660 円	1,320 円	1,980 円
介護保険給付額	594 円	1,188 円	1,782 円
自己負担額	66 円	132 円	198 円

※上記料金は、1回あたり・1割負担の料金です。

## 介護予防訪問介護相当サービス 利用料金

支給区分	訪問型サービス(I) (週1回)	訪問型サービス(II) (週2回)	訪問型サービス(III) (週3回)
サービス利用料金	11,720 円	23,420 円	37,150 円
介護保険給付額	10,548 円	21,078 円	33,435 円
自己負担額	1,172 円	2,342 円	3,715 円

※上記料金は1か月あたり・1割負担の料金です。

## 介護予防訪問介護相当サービス

月途中からの利用開始やサービス終了の場合では、日割り計算になります。

以下に該当する場合を除いては、原則として日割計算は行いません。

1. 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
2. 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
4. ショートを利用した場合

## 訪問型サービスA 利用料金

支給区分	20分以上45分未満	45分以上60分未満
サービス利用料金	1,950 円	2,290 円
介護保険給付額	1,755 円	2,061 円
自己負担額	195 円	229 円

※上記料金は1回あたり・1割負担の料金です。

## 各サービス 注意事項

- ◎ サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定  
※ されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算  
※ されます。
- ◎ 平常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でのサービスを行う場合には、次の割合で利用料  
金に割り増し料金が加算されます。割り増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、  
介護保険給付の対象となります。割り増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介  
護保険給付の対象となります。  
※訪問介護のみに限る
- ・夜間(午後16時～午後10時まで) : 25%
  - ・早朝(午前16時～午前18時まで) : 25%
  - ・深夜(午後10時～午前16時まで) : 50%
- ◎ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約者の同意の上で、表の  
利用料金の2倍の料金をいただきます。
- ◎ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更  
します。
- ◎ 介護保険から給付対象とならない以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となり  
ます。
- ・介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス
  - ・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、限度額を超えた
  - ・分のサービスに対する料金はサービス利用料の全額(介護保険給付の10割分)が
  - ・ご契約者の負担となります。

## 各サービス 加算について

## **訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA**

【初回加算】 ⇒200単位／月(要件を満たした場合算定)

- ・ 事業所が新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合(同行した場合も含む)算定が可能です。
- ・ 事業所が初めて訪問する時や入院等で、過去2月に当該事業者からのサービスを受けていない場合
- ・ 複数のサービスを1人の利用者に提供する場合は、それぞれに算定します。
- ・ サービス提供責任者が従業者のサービス提供に同行した場合は、同行した旨を記録する必要があります。  
(利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合でも算定可能。)

## **訪問介護**

【特定事業所加算】

当事業所は、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図る事業所として「特定事業所加算Ⅱ」を算定しております。(※平成21年9月1日より、別紙料金表の金額の10%増しになります。)

【緊急時訪問介護加算】 ⇒100単位／回(要件を満たした場合算定)

- ・ 利用者またはその家族等からの要請において、サービス提供責任者が緊急対応の必要性を判断し、計画にないサービスを提供した場合、算定が可能です。
- ・ この加算を算定する場合は、『要請のあった時間、内容、サービス提供時刻及び緊急時対応加算の算定である旨』を記録してください。
- ・ 1回の要請につき、1回を限度に算定することができます。

## **訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス**

①【介護職員処遇改善加算(Ⅰ)】 ⇒所定単位数×13.7%(毎月)

合計額に13.7%相当の介護職員処遇改善加算が加わり、1割ご利用者様負担となります。

②【介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)】 ⇒所定単位数×6.3%(毎月)

合計額に6.3%相当の介護職員処遇改善加算が加わり、1割ご利用者様負担となります。

③【生活機能向上連携加算】 ⇒100単位／月(要件を満たした場合算定)

自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成することについての評価を行う。

- ・ サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。
- ・ 当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行っていること。
- ・ 当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間、算定できること。